

延岡市農業委員会

農業委員会とは

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」によって市町村に設置が義務づけられている行政機関です。農業委員会は市長が議会の同意を得て任命する農業委員と農業委員会が委嘱をする農地利用最適化推進委員とで組織されています。

農業委員会は、農地の売買・賃借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務のほか、農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進など農業全般にわたる問題を農業者の創意と自主的な努力によって総合的に解決していくことを目的とした農業と農業者の利益を代表する機関です。

農業委員会が行っている主な業務は、次のとおりです。

農業委員会の仕事(概要)

(1)農業委員会法第6条第1項事務(法令事務)

1. 農地法に基づく業務
 - ・ 農地の権利移動の業務
 - ・ 農地転用の業務
 - ・ 農地所有適格法人の要件確認と勧告に関する業務
 - ・ 農地の利用状況調査に関する業務
 - ・ 遊休農地の有効活用に関する業務
 - ・ 農地等の賃貸借解約等に関する業務
 - ・ 和解の仲介の業務
 - ・ 賃借料の情報提供に関する業務
2. 農業経営基盤強化促進法に基づく業務
 - ・ 「基本構想」への意見
 - ・ 農用地利用集積計画に関する業務
 - ・ 認定農業者等の担い手への農地あっせんに関する業務
3. その他の法令に基づく業務
 - ・ 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく業務
 - ・ 農業振興法地域整備法に基づく業務
 - ・ 特定農地貸付法に基づく業務
 - ・ 農業者年金基金法に基づく業務
 - ・ 土地改良法に基づく業務
 - ・ 租税特別措置法に関する業務
 - ・ 土地区画整理法に基づく業務

- ・ 生産緑地法に基づく業務

(2) 農業委員会法第 6 条第 2 項事務(必須事務)

- ・ 担い手への農地利用の集積・集約化
- ・ 遊休農地の発生防止・解消
- ・ 新規参入の促進

(3) 農業委員会法第 6 条第 3 項事務(任意事務)

- ・ 法人化その他農業経営の合理化に関すること
- ・ 調査・情報提供活動に関すること

(4) 農業委員会法第 38 条の取組み(関係行政機関等に等に対する意見の提出)

- ・ 「農地等の利用の最適化の推進」に関する施策の改善について、必要がある場合には、関係行政機関等(県や市)に対して、具体的な意見を提出しなければならない。

このページに関するお問い合わせはこちら

担当課	農業委員会事務局
住所	高層棟 3 階(882-8686 延岡市東本小路 2 番地 1)
電話番号	0982-22-7028
FAX	0982-21-6204
メールアドレス	Nougyo-i@city.nobeoka.miyazaki.jp